

独立行政法人評価制度委員会で処理する事務の会計基準等部会への付託について

平成 27 年 4 月 9 日

独立行政法人評価制度委員会決定

独立行政法人評価制度委員会令（平成 27 年政令第 96 号）第 1 条第 6 項の規定に基づき、会計基準等部会の議決をもって独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）の議決とする事項を以下のとおり定める。

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 12 条の 2 第 5 号の規定に基づき、独立行政法人の会計に関する基準及び独立行政法人の会計監査人の監査に関する基準の技術的な変更等について調査審議し、必要があると認めるときは、総務大臣に意見を述べること